

事務連絡
令和3年7月13日

各地方運輸局自動車技術安全部管理課長 殿
四国運輸局自動車技術安全部管理業務調整官 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局自動車情報課OSS企画班長

新型コロナウイルス感染症対策に伴うOSS申請の一時的な取扱いについて

令和3年7月8日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出された事に鑑み、運輸支局等における自動車登録申請に係る添付書類の有効期間の取扱いについて、令和3年7月12日付け国自情第88号にて通知されたところです。OSS申請についても当該取扱いが適用されるところ、OSS申請における、令和3年6月2日から令和3年12月2日に証明された自動車保管場所証明書の有効期間については、令和4年1月12日までの間、下記のとおり対応いただきますようお願いします。

記

支局端末上で自動車保管場所証明書の有効期限が超過した申請については、支局端末上で自動審査から目視審査に回ります。通常、添付書類の期限切れについては「却下」いただいておりますが、自動車保管場所証明書の有効期限切れの案件につきましては、「通知入力」を押下し、却下通知をクリアして登録するようお願いします。

